

〔その他〕

韓国における上級実践看護師（APN）制度と教育

橋本 麻由里¹⁾ 泊 祐子²⁾ 山内 栄子³⁾ 大川 眞智子⁴⁾

Advanced Practice Nurse System and Education in Korea

Mayuri Hashimoto, Yuko Tomari, Eiko Yamauchi, and Machiko Ohkawa

I. はじめに

韓国においては、決められた疾患について処方ができる保健診療員（Community Health Practitioner）など、歴史的にも独自の裁量権をもつ上級実践看護師（Advanced Practice Nurse：APN）の活動と、その教育について実績がある¹⁾。わが国では独立開業できる助産師はいるが、薬の処方などについて、独自裁量権をもっている専門看護師はまだ存在しない。一方、少子高齢化、医師不足、医療費抑制などの諸問題を抱える中で、高度な専門性・実践能力をもつ専門看護師や認定看護師の養成が始まり、活躍し始めて10年以上がたつ^{2,3)}。裁量権をもって独立開業するなど、看護職の裁量権や役割の拡大は、わが国の重要な課題であり、様々な議論されている^{4,5)}。また、現在制度としては確立していないものの、さらなる看護の役割拡大に向けて、ナースプラクティショナーの養成も試みられている^{6)~8)}。

今回、文化背景や行政形態、保健医療システム、健康課題において共通性が高く、看護師の高度専門職に関して先駆的な韓国において、上級実践看護師の教育と活動を視察した。本報告では、韓国の看護教育制度及びAPNの教育課程と現状、APNの資格認定や看護師登録など、看護の質の維持・向上をめざす自律的組織である韓国看護評価院（Korean Accreditation Board of Nursing：KABON）について紹介し、日本の専門看護師制度や看護職の役割拡大について再検討する資料となることを目的とする。

II. 視察の期間と内容

今回の韓国APNに関する視察の行程は表1のとおりである。前半はソウル周辺の医療施設でのAPNの活動や看護評価院を視察した。後半はテグに移動し、慶北大学看護学部でのAPN教育課程の実際や、保健診療院など地域の保健施設におけるAPNの活動を視察した。視察は4名の看護教員で実施し、期間は平成20年11月24日～29日の6日間である。

III. 韓国の看護事情

韓国における看護師数は、2006年末現在22万5385人、その3割以上の7万5362人が未就業のため、実働数は約15万人となっている⁹⁾。日本では、就業中の看護師（准看護師を含まない）が2005年で約82万人である¹⁰⁾。OECDヘルスデータ2009¹¹⁾によると、2007年時点で、韓国の人口1000人当たりの就業看護

表1 視察スケジュール

1日目	午前	ソウル大学ブندان病院 高齢者センター
	午後	韓国看護協会 韓国看護評価院 精神障がい者通所施設 ダエギル精神センター グリーングラス ソウル大学こども病院
2日目	移動日	テグ（大邱）へ
3日目	午前	慶北大学 看護学部
	午後	グミ市保健所 グミ市精神保健センター
4日目	午前	サンサン面（グミ市内）の保健支所 グミ市内の保健診療所

1) 岐阜県立看護大学 機能看護学講座 Management in Nursing, Gifu College of Nursing

2) 岐阜県立看護大学 育成期看護学講座 Nursing in Children and Child Rearing Families, Gifu College of Nursing

3) 前岐阜県立看護大学 成熟期看護学講座 Formerly Nursing of Adults, Gifu College of Nursing

4) 岐阜県立看護大学 看護研究センター Nursing Collaboration Center, Gifu College of Nursing

師数は4.2人、日本は9.4人(OECD加盟国の平均9.6人)で、人口当たりの数字では韓国は日本の半分以下の看護師数となっており、日本同様、韓国においても看護師不足の問題は国全体としての深刻な課題であることがわかる。

一方、韓国の医療法によって定められたAPNの資格取得者数は、韓国看護評価院の資料¹²⁾によると2008年11月までで1万1187人であり、看護職全体の約5%、実働数全体の約7%を占めている。日本の専門看護師数と比較してみると、2009年4月現在、がん看護、精神看護、地域看護、老人看護、母性看護、小児看護、慢性疾患看護、急性期重症看護、感染症看護の9分野304名で¹³⁾、看護職全体に占める割合でみると、約0.03%とはるかに少ない状況である。実際には韓国のAPNの有資格者のうち、実働者数がどの程度かは不明であるが、資格取得者数の多さは、1973年以来、韓国看護界が、上級実践看護師の育成に尽力してきた結果を示すものといえる。

IV. 韓国の看護教育制度の概要

1. 看護基礎教育

韓国の看護基礎教育は、4年制の看護大学または3年

制看護専門大学によって行われている(2008年12月現在)。これらの教育課程を修了することが、看護師の国家試験受験資格を得るための要件として、医療法により規定されている¹⁴⁾。

4年制大学教育は、1955年に初めて看護学科が設立されて以来、1990年には19校となり、その後2008年には73校にまで増加してきた。3年制専門大学は、日本の短期大学に相当するものであり、1977年に従来の3年制看護専門大学校(日本の専修学校にあたる)が昇格し、3年制看護専門大学となった¹⁵⁾。

これまでに韓国の看護界では、看護の基礎教育を学士レベルに一本化するために、積極的に行政への働きかけを行ってきた結果、前述のように大学が増加し、2006年以降、4年制大学の数は3年制教育課程を上回り、教育の高度化が推し進められてきた¹⁶⁾。同時に、3年制専門大学卒業後、学士となるための1年間の教育課程も設けられ、基礎教育の学士レベルへの引き上げをシステムとして支えている。

2. 基礎教育後の教育・資格制度と根拠法

韓国の看護教育・資格制度の概要を図1に示す。図1に示した教育・資格制度は、一般の看護師の役割を超えて幅広く高度な看護実践を行っているという点で(中に

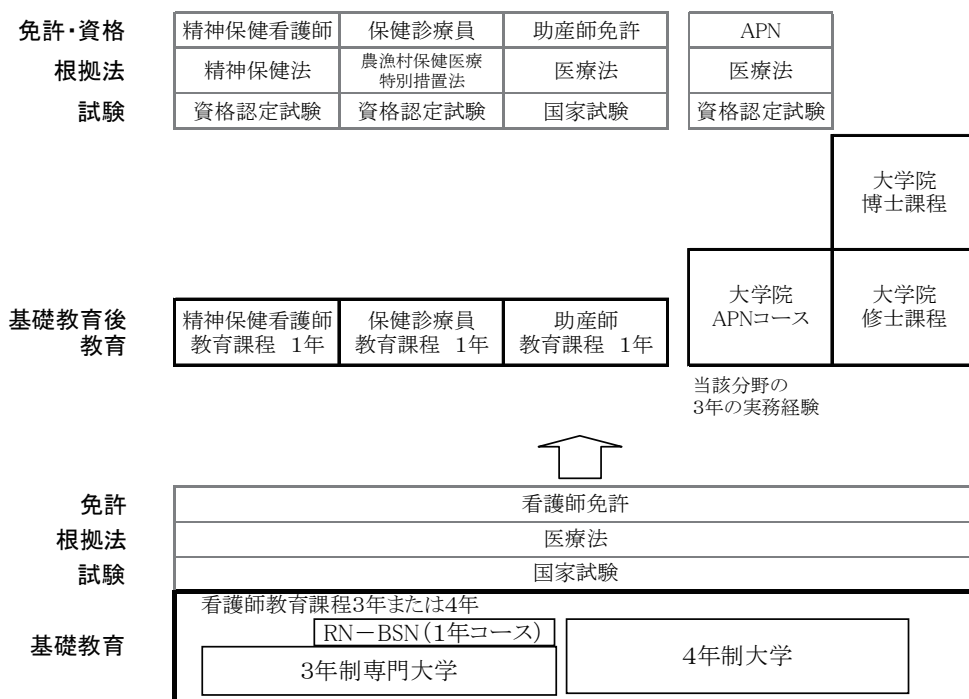


図1 韓国の看護教育および免許・資格(法的根拠を有するもの)の概要

は開業権や処方権をもち活動する資格もある)、広義の意味のAPNとして法律により認められた資格である。

基礎教育後の教育課程としては、大学院の修士課程(1962年より開設)および博士課程(1978年より開設)があり¹⁷⁾、それぞれ、修士・博士の学位が授与される。大学院教育では、医療法56条により定められたAPNを養成する課程が、通常の修士課程とは別に2004年に開設された¹⁸⁾。これはカリキュラムも一般の修士課程とは異なる。また、その他に特殊大学院として保健大学院や教育大学院など、看護以外の大学院コースで看護学を専攻することもできる。

大学院教育のほかには、保健福祉部長官や韓国看護協会等により認定されている教育課程があり、コースにより内容・期間もさまざまである。教育課程の例としては、助産師教育課程(保健福祉部長官が認める医療機関での1年間の教育課程)、精神保健看護師の教育課程(6か月)、保健診療員の教育課程(1年間)などがある¹⁹⁾。保健診療員については、文献によって教育期間を6か月とするものや²⁰⁾、3年以上の実務経験を条件とするものもある²¹⁾。

これらの教育課程を修了することにより取得可能(認定試験の受験資格を得る)な資格は、法律によって明確に規定されているものとそうでないものがある。法律によって定められている資格には、医療法によるAPN(第56条)・助産師(第2条)、精神保健法による精神保健看護師、農漁村保健医療特別措置法による保健診療員などがある。

精神保健看護師は、精神保健法により定められた精神保健専門要員としての資格で、看護師、社会福祉士、心理士であれば取得可能であり、それぞれ精神保健看護師及び精神保健社会福祉士、精神保健臨床心理士となる。また精神保健看護師は、地域精神保健センターのセンター長を担うことができるなど開業権が認められ、精神保健福祉分野のリーダーとして活躍している。

保健診療員は、一定の条件下ではあるが、処方権をもち、診断・治療を行うことにより、1982年以来、韓国の過疎地域における一次医療を担ってきた。しかしながら、医師数の増加や交通網の発達など医療サービスへのアクセスが改善してきてきたことから、保健診療員は減少を続けており²²⁾、1994年以降新たな養成も中止され

ている。

一方、法律による規定はないが看護協会などが認定する資格(Certified Nurse)として、たとえば認知症ケアや地域保健教育、医療保険コーディネーターなど様々な資格がある²³⁾。

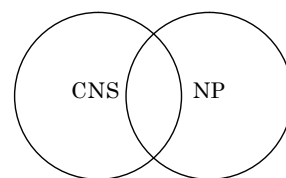
V. 医療法を根拠法とするAPNの教育課程改革と韓国看護評価院

以下に、韓国看護評価院、慶北大学看護学部の視察およびその際に得た資料^{24,25)}をもとに、医療法(第56条)を根拠法とするAPNの制度および教育課程の改革について報告する。

1. 医療法(第56条)によるAPNとは

医療法(第56条)により定められた韓国のAPNは、アメリカのNurse Practitioner: NPとClinical Nurse Specialist: CNSを統合したものであり、看護の専門化、看護の役割拡大、看護のさらなる質向上に貢献するものとして説明されている(図2)。また、APNのコアコンピテンシーは、プロフェッショナルとしての看護実践、教育、研究、リーダーシップ、相談、協働の6つであるとされている。1973年2月に医療法に定められたAPNは、当初「分野別看護師」(英語表記は「Specialized Nurse」)と呼ばれていたが、2000年にAPNと名称変更された。このように現在は、APNとして資格の名称が統一されているが、APNのための大学院コースの名称にはNPやCNSという表現が使われていたり、名称変更当初は、APN・CNS・NPといった呼称が混在して使われていたこともあった。

また、APNの専門分野は、1973年10月には、保健、麻酔、精神、家庭の4分野であったが、2003年に10分野、



専門化 役割拡大 質向上
Specialization + Expansion + Advancement

Advanced Practice Nurse in Korea

*韓国看護評価院作成の説明資料を一部改編・引用

図2 韓国におけるAPNの概念図

さらに2006年に3分野が加わり、現在では、保健、麻酔、精神、家庭、感染管理、産業、救急、老人、ホスピス、クリティカルケア、小児、臨床、がんの13分野が認可されている。

2. APN 教育課程の改革

APNの教育課程は、それまでの1年間の教育課程から、2004年に大きく改変し、大学院のAPNコースでの教育課程へと一本化が図られた。同時にAPNコースとして認可する際の基準カリキュラムが定められた(表2)。1973年当初の教育は、保健福祉部長官の認可を受けた医療施設での1年間の教育課程であった。その教育課程は、保健福祉部長官の認可を必要とするものの、医療施設ごとの様々なプログラムによる教育であり、実質的には十分な経験があればエキスパートと認められるというような現状もあったことから、このような現状を改善するために、教育の一本化と質向上が急務であると指摘されていた²⁶⁾。その後、日本の厚生労働大臣にあたる保健福祉部の長官に、看護職を輩出するなど、看護界を挙げての取り組みにより、後述する韓国看護評価院の設立、APNの教育課程改革が実現した。新たに規定されたAPN大学院教育のカリキュラムにより、2004年には、23の大学院で、42のAPNコースが開設し396名の学生を受け入れ²⁷⁾、2008年には40の大学院、108コース計853名へとさらに定員が増加している(表3)。実際の入学者数は定員の約6割程度とのことであるが、新たな教育課程による質の高いAPNが数多く養成されている。

この教育課程および資格認定試験制度の改革を実現するために重要な役割を果たしたのが、韓国看護評価院である。現在のAPNコースのカリキュラムの開発や教育課程の認可は、この韓国看護評価院によって行われている。表2は、韓国看護評価院によって開発されたAPNコースのカリキュラムである。教育期間は2年間で、単位数は各専門科目の実習を含めて33単位となっている。基礎科目には、病理学や薬理学の単位が含まれており、処方権の実質的な獲得をめざして業務や役割の拡大を図りたい考えである。

APNコースのカリキュラムの例として、慶北大学のAPNコース(ホスピス)のカリキュラムを表4に示す。慶北大学では、老人、ホスピス、精神、クリティカルケ

アの4つのAPNコースが開設されており、2008年現在41名の学生が学修している。コースの中では老人のコースの人气が高く、クリティカルケアの分野の志願者がやや少ない傾向にあるとのことであった。

表2 韓国看護評価院が定めるAPNコースのカリキュラム

	Course Name	Credit Hours
Core	Nursing Theory	2
	Nursing Research	2
	APN Role & Policy (Regulation & Ethics)	2
	Advanced Health Assessment	3
	Advanced Pharmacology	2
	Pathophysiology	2
Specialty Didactic		10
Specialty Practicum		10
		300 clinical H
Total		33

*韓国看護評価院作成の説明資料を一部改編・引用

表3 分野別のAPNコース数と入学定員数(2008年現在)

	コース数	入学定員数
保健	1	5
麻酔	1	6
精神	10	60
家庭	15	122
感染管理	3	25
産業	1	10
救急	7	46
老人	30	273
ホスピス	11	75
クリティカルケア	12	95
がん	11	85
小児	1	6
臨床	5	45
計	108	853

*韓国看護評価院作成の説明資料を一部改編・引用

表4 「Hospice Nurse Practitioner」コースカリキュラム(慶北大学)

	Subject	credit
Nursing Core Courses	Nursing Theory I	2
	Advanced Physical Examination	3
	Nursing Reserch I	2
	Pathophysiology	2
	Pharmacology	2
	Policy and Role of Nurse Specialist	2
Required Courses for specialty Option	Hospice/Palliative Care	2
	Pain and Palliative Care	2
	Psychosocial and Spiritual Care	2
	Bereaved Family Care and Counselling	2
Advanced Practicum	Management for Hospice/Palliative Care	2
	Practicum:Hospital hospice Care I	3
	Practicum:Hospital hospice Care II	2
	Practicum:Community hospice Care I	2
	Practicum:Community hospice Care II	3
	total	33

*慶北大学 説明資料を一部改編・引用

3. 受験資格の要件と資格試験

医療法第56条において、APNの業務分野別資格基準、資格証その他必要な事項は、保健福祉部令で定めること、また保健福祉部長官は、看護師に対して看護師の免許以外に業務分野別資格を認定することができることが明記されている。受験資格の要件は、現在定められた13分野で看護師として直近10年のうち3年の実践経験を有すること、かつ大学院教育によるAPNコース修了者であることとなっている。2004年より、本格的に大学院でのAPNコースが開始してから、2005～2008年の4年間では、13分野中11分野でのべ3023名がAPNの認定を受けている。各分野の合格者の内訳を表5に示す。2003年以降新たに認可された分野では、老人、がんに関連する分野の合格者が多くなっている。2004年の教育課程改革以後2008年までは、移行期間として、従来の教育課程修了者の受験が認められていた。しかし、2009年4月からは、APNコースとして認可を受けた大学院教育修了者でなければ、資格認定試験を受けられなくなり、教育および受験資格は完全に一本化された。

APNの資格認定試験は、1次試験、2次試験、実技試験があり、1次試験は筆記試験（表6）、2次試験では問題解決力の確認、看護過程についての口頭試問がある。

実技試験は2人の評価員により実施される。実技試験の例として、たとえばクリティカルケアの分野では、気管内挿管のテストが実施されるなどである。合格率は、1次試験、2次試験それぞれ60%程度である。

4. 韓国看護評価院の役割と活動

1) 設立経緯

韓国看護評価院は、看護に関する教育、免許・資格等に関するマネジメントを行い、看護ケアの質の向上、さらには最高の質のレベルの維持・確保を目的に、国により設立された組織である。具体的には、看護教育課程の認可、APNコースカリキュラムの承認・評価、APNの資格認定試験、看護師国家試験や免許登録に関する検討、著作権の管理を行っている。

これまでは、保健福祉部が看護師の国家試験や免許登録などを直接行っていたが、これを新たに設立された韓国看護評価院で実質的に行うことが2001年に第68回韓国議会で決定した。その後、設立準備を進め、2003年10月に、韓国看護評価院が設立され、保健福祉部の承認を得て正式に活動を開始した。韓国看護評価院自体は、韓国看護協会内に設置され、看護教育課程の基準作りや認可、国家試験による免許や各種資格の試験・登録・管理を行っている。看護師国家試験についても、受験

表5 APN 教育改革後の分野別資格試験合格者数（2005～2008）と APN 総数

	教育改革後の合格者				計	総数
	2005	2006	2007	2008		
保健	-	3	-	0	3	2,051
麻酔	7	-	2	7	16	586
精神	-	47	29	64	140	328
家庭	364	399	11	42	816	6,174
感染管理	-	40	49	49	138	138
産業	-	73	15	15	103	103
救急	-	57	30	42	129	129
老人	-	259	256	455	970	970
ホスピス	-	54	39	83	176	176
クリティカルケア	-	111	80	96	287	287
がん	-	81	79	85	245	245
計	371	1,124	590	938	3,023	11,187

総数：教育改革前の合格者を含めた数

*韓国看護評価院作成の説明資料を一部改編・引用

表6 APN の1次試験の構成内容

%	No.of Questions	Category	Domains of Practice
70	105	I	Provision of Professional Advanced Practice
10	15	II	Education and Consultation
5～10	8～15	III	Research
5～10	8～15	IV	Leadership
5	8	V	Referral & Collaboration

*韓国看護評価院作成の説明資料を一部改編・引用

資格とする基礎教育を学士取得レベルに一本化することや、免許や資格の更新制についても検討課題としている。

2) 組織および主な役割

韓国看護評価院の組織図は図3のとおりである。資格・免許の試験を管轄する部門と、教育・評価を管轄する2つの部門と下記の活動に応じて5つの委員会が設置されている。

韓国看護評価院の主な活動は以下のとおりである。

- ・看護教育課程の認可 (Nursing Education Accreditation)
大学・学士取得のための1年コース・大学院の教育課程の認可や、認可者の教育を実施する。
- ・APN コースカリキュラムの承認・評価 (APN Program Approval & Evaluation)
APN コースカリキュラムの基準に沿って運営されているかの確認・評価を行う。新規に認可した教育課程は初年度に必ず監査・評価を行う。
- ・APN の国家資格認定試験 (National Certification exam for APN)
APN 教育の標準カリキュラムの開発、APN の能力・役割・実践の範囲の明確化、各 APN に関する資格認定試験の確立、APN の国家資格認定試験の管理を行う。
- ・看護師免許・資格の認定管理 (Nurse Licensing & Qualification Management)
免許登録・管理のシステム向上、看護師免許更新のた

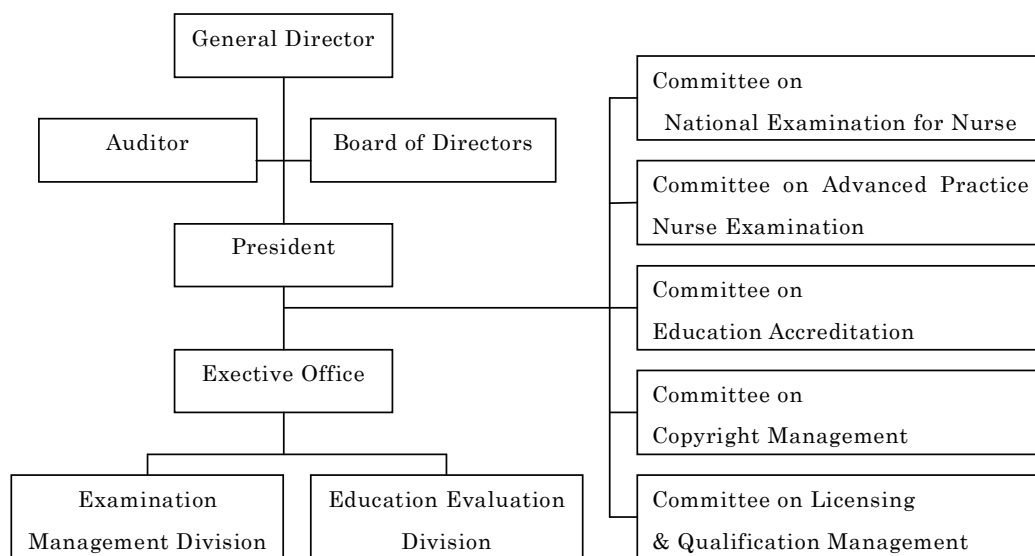
めのプロジェクトを遂行する。

- ・ APN 以外の資格認定試験 (Certification Examination)
資格認定試験に関する権限の看護協会への委譲、新たな看護分野に関する資格認定試験管理を行う (例: 医療保険コーディネーター、認知症ケア、地域保健教育者)。
- ・ 著作権の管理 (Copyright Management)
- ・ 看護師国家試験の改善 (Improvement effort for National Licensing Exam for Nurse)
看護師国家試験、免許の制度改正の検討を行う。

以上のような役割を担う韓国看護評価院は、看護職が自らの手で専門職としての自治・自律を実践するものであると言える。看護の質保証に向けて、質の高い実践を可能とするよう教育プログラムを開発するだけでなく、免許・登録の管理とその評価を行うことにより、看護専門職としての発展の基盤作りのために大変重要な役割を果たしていくものと思われる。

VI. おわりに

韓国では、法制度の改正や看護職の役割拡大に積極的に取り組み、確実にその成果を形にしてきた。また、自分たちの育てた APN をサポートするために、教員が APN コース修了者の相談にのったり、APN の活動や実績が職場組織で認められるよう実践者を励ますなど、



*韓国看護評価院作成の説明資料を一部改編・引用

図3 韓国看護評価院 組織図

地道なフォローがなされており、APN 修了者支援を通じた、APN の活動体制の基盤づくりも大学としての重要な役割といえるかもしれない。

これらの視察をとおして、韓国看護評価院が看護職自身で組織され、着実に実績を重ねながら質の高い看護を提供するための仕組み作りに尽力してきたことがわかった。このことは、看護が専門職として社会に貢献していくことへの責任を、自分たち自身の手で担っていくよう実践してきた経過であり、今後の我が国の看護師教育や免許制度のあり方について考える機会となった。このような自律的な組織により、専門職による自治の仕組みを確立していくことは、看護の役割拡大を考える上でも重要であり、今後の課題でもある。

今回の視察により、APN、CNS、NP など様々な言葉で表現される上級実践看護師の育成がどのような意図や教育制度のもとで行われているのか、文献では得られなかった具体的な現状も確認することができ、日本における看護職の役割拡大の方向性を検討するうえでの様々な示唆を得ることができた。

文献

- 1) Cho Ja Kim 武山満智子訳：韓国における看護スペシャリストの役割拡大，インターナショナルナーシングレビュー，26(3)：101-103，2003.
- 2) 野末聖香，及川郁子：CNS フォーラムー私たちは専門看護師制度をどう発展させるのか How Do We Develop the Certified Nurse Specialist's System，聖路加看護学会誌，12(1)：45-46，2008.
- 3) 日本看護協会専門看護師：資格認定制度とは，2009-05-28，<http://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/senmon/index.html>
- 4) 金井 Pak 雅子，木下佳子，前原正明，他：【看護業務拡大による可能性を探る 現場のニーズと教育システムの構築】医療現場のニーズから見た看護の裁量権と業務の拡大，看護管理，19(1)：20-24.2009.
- 5) 宇佐美しおり：【拡大する看護の役割 専門性はどのように活かされるのか】CNS が考える看護職の役割拡大，インターナショナルナーシングレビュー，32(1)：21-23，2009.
- 6) 草間朋子：【看護職の業務拡大と看護の専門性】ナースプラクティショナー養成の必要性 高度な実践家の養成とその業務・資格の制度化を目指して，看護展望，3(4)：21-24，2008.
- 7) 湯沢八江：特徴ある大学院新設研究分野紹介 医療の一翼を担うナースプラクティショナー養成を目指して 医療福祉学研究所保健医療学専攻ナースプラクティショナー養成分野開設，国際医療福祉大学紀要，13(2)：1-2，2009.
- 8) 大下敏子，李 笑雨，草間朋子：韓国における保健診療員とナースプラクティショナーの活動，看護管理，19(1)：33-39，2009.
- 9) 角田由佳：韓国は看護の問題にどう取り組んでいるか，週刊医学界新聞，第2810号；3，2008.
- 10) 日本看護協会：看護統計資料室，2009-07-15，<http://www.nurse.or.jp/toukei/index.html>
- 11) OECD 東京センター：OECD ヘルスデータ 2009 世界の中でみる日本の状況，2009-07-22，<http://www.oecd.org/dataoecd/58/52/43229340.pdf>
- 12) 韓国看護評価院：Advanced Practice Nurse (2008.11.25 視察配布資料).
- 13) 日本看護協会：専門看護師登録者一覧，2009-05-28，<http://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/senmon/touroku.html>
- 14) 八代利香，金 順子：韓国における専門看護師，看護教育，48(10)，909-914，2007.
- 15) 前掲 9).
- 16) 前掲 9).
- 17) 前掲 14).
- 18) 大韓看護協会：KNA Newsletter 2004，2009-7-22，http://www.koreanurse.or.kr/english/introduce/introduce_07.asp
- 19) 前掲 14).
- 20) 前掲 8).
- 21) 高井純子，曾根志穂，大木秀一，他：韓国における地域で働く看護職の現状及び教育体制について，石川看護雑誌，3(1)：85-93，2005.
- 22) 前掲 21).
- 23) 前掲 12).
- 24) 前掲 12).
- 25) 慶北大学看護学部：Introduction to The College of Nursing Kyungpook National University 2008 (2008.11.25 視察配布資料).

- 26) Cho-Ja Kim : 延世大学看護学部における修士課程プログラムとクリニカルトレーニング, 看護管理, 6(9) ; 623-630, 1996.
- 27) 前掲 18).

(受稿日 平成 21 年 6 月 2 日)

(採用日 平成 21 年 8 月 4 日)